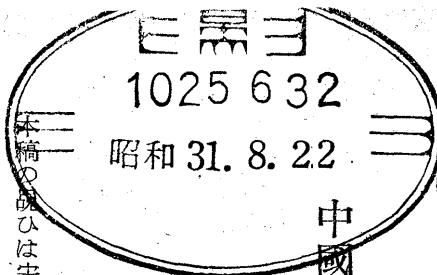


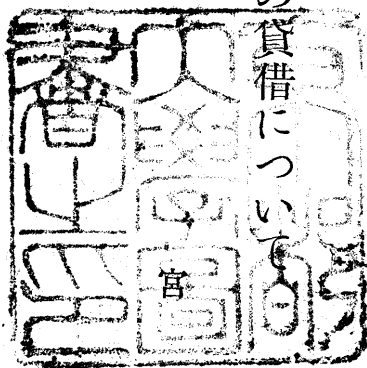
東洋史研究

第十一卷第一號 昭和廿五年七月發行



中國近世における生業資本の貸借について

一 都市の發達



青島市定

本稿の論ひは宋代以後の中國社會における資本の形態にサイドライトをあてて、その輪郭をくつきり浮び上らせようとするにある。原來資本の問題は密接に金利の問題に結びつく。中國社會の金利が異常に高率であることはこれまでも屢々指摘されて來たが、實は利率を論ずる前に、貸借そのものの性質から究明してかかる必要があると思ふ。そこで私は先づ宋代における都市の勃興を瞥見し、次に都市生活における資本貸借の實況を探り、最後に都市における階級構成を論じ、かたわら中流階級の問題にも論及して見たい。なほ本稿を作成するについては、從來あまり學界から省みられなかつた俗書を利用して見ようといふ筆者の野心も手傳つてゐる。その主なものは石印本太上寶筏圖說、及び清末儀徵吳氏重刊の有福讀書堂叢刻所收、梁恭辰の勸戒錄選などである。

1 五代は軍閥割據の時代であるが、この割據的形勢は唐末から引きついだものであつて、その淵源は甚だ遠い。彼等軍閥は同

時に商業貸本家であつて、實際に國內が分裂して細いブロックに分けられてゐる時には政治的な折衝なしには商業が圓滑に行はれない。この點を利用して軍閥は自ら、或はその腹心を手先に使つて、いはゆる回易、或は回國貿易を盛に行つたのである。一方彼等は農民に對してどんな政策を行つたか。獨立・半獨立政權の割據は必然的に食糧の自給を必要とする。従つて彼等は農業を獎勵する傍で搾取を行はねばならなかつた。その爲に最も手取り早い政策は地主をして小作人を搾取させ、更にまた地主を搾取するといふやり方である。地主は搾取されはするが、同時に軍閥搾取の代行機關でもあるから、これを潰してしまつてはならない。宋が五代の分裂を統一した時は大體こんな社會狀態にあつたのである。

宋はその統一を確實にするために兵權と經濟との中央集中を計つた。この事は地方の農村に甚深な影響を及ぼした。當時の人民は都會民と農村民にはつきり區分され、農村民には租税の外に役が課せられてゐた。宋政府の經濟的中央集權に伴つて、地方の租税は中央への上供を命ぜられたが、この運送の義務は納税者たる農村民の役によつて行はれた。それは當然大地主が輪番に勤めることになるのであるが、遠い國都へ金錢や物資を運送する困難な仕事であるため、途中の事故も多く、農村大地主の破産する者が相ついで起つた。農村地主はこの役を避けるために、次第に農村を離れて都會に移住した。

仁宗の景祐二年正月の詔に、京東、京西、陝西、河北、河東、淮南の六路の農民が、土地を全部賣却して國都に移住するのを禁止せよとあるが（續資治通鑑長編卷百十六ノ二）、この六路は揚子江以北を殆んど全部包含してゐるから、當時地方の農民が争つて千里を遠しとせずして國都開封へ移住しつゝあつたものと見える。さういふ厄介な土地を買受けるのは官戸、即ち品官の家である。官戸は租税を納めるだけで役の義務を免ぜられてゐる。彼等は土地を買つたからと云つてそこに住みつくとは限らない。そこに不在地主の發生する機會が多くなつた。官戸ばかりとは限らない。地主は土地をそのままにして自己だけ都會に移住して役を胡麻化そうとした。これを遙佃戸と稱した（長編三四五ノ一六）。附近の都會にゐたのではまだ役が追ひかけて來るので、遠く國都の附近まで逃げのびた（長編一二〇ノ一八）。ここまで來ると本籍地の官吏の手が及ばなかつたらしく、國

都開封はさういふ地主連で一つばいになつた。

彼等がいかに役を逃れる爲とは云へ、争つて國都に集中するのは、そこに何等かの生活の目當てがなければならぬ。幸に政府の經濟的軍事的中央集權策によつて、國都には官吏軍隊などの純消費階級が雲集して居り、彼等に供給するために地方の金錢物資が吸ひ上げられて此處に吐き出される。商業は空前の活況を呈し、若干の資本があれば一旗上げる見込みがある。更に政府の鹽・茶などの專賣事業は商人に莫大な利潤を提供するが、かかる特許商人は是非とも中央要路の大官と連絡をとる必要があり、その爲には國都に居住するのが便利である。かうして國都には資本が溢れるほど集中する。三代眞宗の咸平六年（一〇〇三）に宰相王旦は、開封では資産百萬なる者が至つて多く、十萬以上は比々としてみな然りだと述べてゐるが（長編八五ノ一九）、資産百萬、即ち財産見積額一千貫は當時農民の資産を五等或は九等に分けた中の最上の第一等の戸に入る境目とされてゐた（長編三七六ノ一八）。

さて資本家の國都移住は、その手先となつて働く使用人、或はその資本を目當てとする事業家などの無産者をも招きよせる。かくて金のある者もない者も、はては泥棒までが國都をめがけて集中する（名臣言行錄後・王巖叟）。金のある者は都に出ればらくに暮せ、金のない者も何とか衣食にありつく機會を與へられる。この事は一面から見れば首都は浮浪民の收容所となつて、社會治安のために一種の安全瓣となるを意味した。この傾向も實は宋代に始まつたことでなく、既に東晉の謝安の言葉にも「不逞の輩を包容しておけぬ位ならば京師の存在する意味はない」とある通りである（世説補）。

首都ばかりでなく地方の都市も同様な事情の下に宋代以後の繁榮が目醒ましかつた。ところで注意すべきことは、都市の繁榮は必ずしも農村の繁榮を土臺として築かれたものではないことである。都市は農村にとつても必要な存在に違ひないが、ともすればそれが必要以上な存在となつて農村に負擔をかけ、農村を犠牲にしてひとり繁榮を誇りたがる。これは極めて危険なことで、極端までゆくと都市が農村を破滅させることになり、さうすると今度は都市が農村以上に大きな打撃を蒙つて自滅に

陥る結果となる。

宋以後歴代の王朝革命の際、世情の混亂に際して、都市は食糧缺乏のために無残な惨狀を呈する。金よりは物、物よりも食物といふことになる、結局強いのは農村である。内亂の直後、放棄された土地は再び耕されて先づ農村の再建が行はれ出す。しかし世の中が安定してみると、最も儲からない仕事は農業である。その上に租税も徭役も農村にばかり重くかかつてくる。農村からの過剰人口や逃亡者を受け入れて、都市の人口は水ぶくれにふくれて、都市は表面的に華やかに活況を呈する。このやうな近世都市を舞臺として、資本はどんなに動いてゐたであらうか。

二 資本貸借の實相

五代の軍閥に至る所に邸店（倉庫）を所有して、自ら仲介業を營んだが、時にはそれを他人に貸しつけて家賃を取立てたらしい。最も収益の確實な貸付は不動産なのである。宋代には政府自身が多く、貸家をもち、要路の大官なども盛んに家主となつて店子から房錢を取つてゐた。宋代の官吏は商業行為を禁止されてゐたので、その資本を不動産に投下して利殖を計つたと思はれるが、既に邸店を所有すれば、或は他人名義で營業にも關係したかも知れない（長編八一ノ六・九）。祥符五年には詔して、大官が國都に於いて居第の外に廣く物業を買つてはならぬと禁止してゐるが（長編一〇七ノ七）、一向に効果はなかつたと見へ、仁宗時代の宰相夏竦は邸店を所有すること最も廣かつたとあり（長編一九〇ノ二二）、大藏大臣に當る張方平は業務上に因縁ある富民から無理に邸舎を安價に買ひとつて彈劾を受けてゐる（長編一八九ノ七）。物業は一般に不動産であるが、邸舎は即ち邸店に外ならぬ。かういふ借屋の家賃は一日を單位に額が定められ（長編一八七ノ一八）、極めて短い期間毎に取り立てられた。五代軍閥の名残りである宋初の滄州節度使米信は、國都の大邸宅に大いに邸舎を起し、一日の収益千貫以上と稱せられた（友會談叢）。北宋末の宰相何執中は國都に於ける最大の邸店所有者で、毎日百二十貫の房錢を取立ると、宮中の狂言にまで語

られる程であつた（間燕常談）。房錢の日割計算はずつと後世まで行はれ、それが毎日取り立てられたことも實際あつたらしい（太上寶筏圖説・嫁禍賣惡）。さて邸店は前述の如く倉庫業であり、同時に商人をも宿泊させ、商品買賣の仲買をも営むのであるから、あまりに數多くの邸店を所有した者は恐らく單に房錢を取立てるだけで満足し、倉庫の經營は別人が行つたと思はれる。倉庫業の如き營業にあつては、倉庫そのものが最大の資本であるから、ここに資本所有者と經營者との分離が見られたことになる。これは恰も農業に於ける地主と小作人との關係に似てゐるが、果して邸店の持主と經營者の間にも隸屬的な關係が生じたか否かは判然しない。

宋代都會の住民は不動産所有額によつて十等に分けられてゐた。しかし都會の住民はたとへ自ら不動産を所有しないでも、動産資本を運轉して生業を営むことが出来る。この動産資本の運轉を營運と稱した（長編三七六ノ二三）。宋代の官吏は自身が商業に従事することを禁止されたため、かかる資本を貸しつけて利息を儲ける者が多かつた。祥符五年頃の詔は、かかる官吏の金貸業をも禁止してゐるが（長編七八ノ七）、實際には廣く行はれたことであるらしい。この民間の貸借を官營で行つたのが、熙寧年間（一〇七二）の王安石の市易法で、國立の市易務が廣く商人に營運資本を貸しつけるものであつた。これには抵當をいれて借りるものと、信用貸しとがあつたが、利率は半年一割、一年二割であつて他の新法青苗錢の利息と等しく、これは當時にあつては稀な低金利であつた。従つてそれが民間金貸業者を壓迫したことは甚しく、種々の理由の下に反對が唱へられ、神宗が歿して舊法黨の天下となると全面的に廢止されたが、廢止直前における貸付狀況は次の如くであつた。

	貸付戸數	同%	貸付額（貫）	同%	一戸平均（貫）
大口貸付	六二	〇・二	一、五四〇、〇〇〇	六五	二五、〇〇〇
中口貸付	一、七三八	六	三六三、八〇〇	一五	二一〇
小口貸付	二五、三五五	九三	四六六、二〇〇	一九	一八
計	二七、一五五		二三七〇、〇〇〇		八七三

この表から直ちに看取されることは、その小口貸出件数が壓倒的に多いことである。即ち小口貸出しは金額において一九%を占めるに拘らず、その件数においては九三%を占めてゐるのである。これに反し大口貸出しは、件数が僅かに〇・二%であり乍ら金額の六五%を占めてゐる。だから一方には二萬五千貫以上の借金王があるかと思へば、大多數は僅に十八貫以下といふ小額の融資を得たにすぎないのである。借金の額でその生計を推量するのは少しく當を得ないが、右の數字は何かしら、農村における大地主と貧民との所有地面積の比例を彷彿させるものがある。都市においてもこの頃は、貧民の数が甚だ多く、その生計が零細化してゐたことがこれで分ると思ふ。

市易法はこの外にもなは一層零碎な小額資金貸付けを行つてゐた。それは果子行（果物屋）の露店商人や振り賣り商人に資本を貸し、相手が純然たる無産者であるから、毎日利息を取立てた（長編二四〇ノ三）。後世の例から見ると、或ひはこの利息の中に元金も含まれてゐたかもしれない。

市易法は王安石の他の新法と同じやうに、神宗が死んで哲宗即位のはじめ、舊法黨の天下になると間もなく廢止されたのはよいが、その貸出金はそのまま回收不能に陥つたらしい。その裏には大口借受者の暗躍のあつたことも想像に難くない。これが爲には恐らく多大の軍資金がばらまかれ、借りたものは貰つたものになつて了つたのであらう。そしてそれは多數の小額借手の輿論からでなく、小數の大口借受者の輿論に動かされたことも見やすい道理である。

とまれ人民に低利で生業資金を貸し出すといふ市易法は中國近世の社會の發達の一頂點をなすものであり、これ以後の長い歴史には反つてかういふ進歩した政策は見られなくなつてしまふ。尤もただ官金を貸し出すといふだけならば、其後もたえず行はれてゐる。しかしそれは官銀利殖の手段としてであつた。元代の王侯はその掠奪などによつて獲た財産を色目人に委託し、色目人はこれを中國人に貸しつけて、いはゆる羔羊の利をとつたことは有名であるが、元來が利殖のためであるからその利息は頗る高く十割以上に上つた。尤もこれは王侯の私財の貸付であるから官銀とは少しく趣を異にするが、借りる方から見

ればどちらでも同じことであつたであらう。

清朝では官銀を特殊の目的で民間に貸しつけた。結局は利殖が目的であるが、それは元代のやうに王侯の私欲から出たものでないだけに利息も民間に準じて定めたらしい。これを「發商生息」と稱した。乾隆中に陝西甘肅の學政となつた溫汝适は廣東の人で、隠退後に要路者に願つて、官庫の銀八萬兩を借り受け、發商生息して水利事業の基金としたとある（勸戒錄選四）。なほ官銀を鹽商に貸付けて利息を産ませることも普通に行はれた。

最も一般に行はれて有名なのは雍正帝が軍隊の窮乏に同情して、各兵營に恩賞銀兩を下賜し、これを基金としてその利息を兵丁の吉凶ある際の補助金に用ひさせたことである。この銀兩の「營運生息」の方法は部隊長に一任されたが、最も廣く行はれた方法は、商人に貸つけて典當業（質屋）を營ませ、質借りの利息は當時の民間に準じて月に三%とし、その收益を質商と兵營とで山分けにすることに落ついたやうである。

零碎な生業資本の貸出しは、近世の中國に於いて強く要求されたものらしい。この要求に應ずるのが典當業の發達であるが、抵當のない貧民のために、すつと後世になつて印局子といふものが出來た。これは保證人の仲介によつて、貧民が印局子から無擔保で金を借り、毎月一割三分づつを返却して、十月で元利を返済する方法である。もしこの中一割を元金返済と見なしして暫く除外すると、その利息は最初の月は三分に過ぎないが最後の月は三割となるから、平均して十個月に八割の高利となる。印子錢の起源は明かでないが、清の雍正年間、直隸省、浙江省で印子鋪、印錢などの高利貸が行はれたといふから清朝の初期からあつたものであらう（硃批諭旨・李維鈞・甘國奎）。

清末光緒年間に、印子錢があまり高利でありすぎるので、揚州の慈善家が借錢局といふものを設けた。これは八百文乃至五千文の生業資金を貧民に貸し、五日毎に二十分の一づつを返させて百日で満了するが利子を取らない。従つて頗る好評を博して三年間に貸付をうけたものが二千四百戸に上つたといふから、如何にこの種の零碎生業資金の要求が強かつたかが分る（勸

戒錄選卷四)。金利が一般に高率であることは、上述の如く貸付が零碎であり、且つ短期であるといふ形式的な面からも一半の理由が説明される。

宋代にあつては民間の利率は一年十割を普通とした。これは北宋一代を通じて云へることであつて、太宗の太平興國七年六月、富民が倍稱(十割)以上の利率で金を貸してはならぬといふ禁令が出て居り(長編二三ノ九)、北宋末期の楊龜山(時)も、民間の利率は安くて五・七割、多ければ倍(十割)だと云つてゐる(三朝名臣言行錄六ノ二・王安石)。

面白いのは道樂息子が親父を質に入れて金を借りることで、父が息をひきとる(鐘聲纔絶)のを元利返済の期限とする(友會談叢)。元代ではこれを爺死後取と云ひ、一兩の借金に十兩の證文をいれた。

元代の金利は法令で、利息は元金を越えてはならぬ一本一利の制があり、月息が三%と公定されたがもとより其まま行はれたとは思へない(元典章二七)。しかしそれは原則としては後世にも蹈襲されたやうである。

三 都市の階級

北宋といふ時代は餘程自由な時代で、自由に物を考へ、自由に物を言ふことの出来る時代であつたらしい。農村の大地主は役のために没落しつつあつたが、しかし役に惱まされるのは小・自作農ではなかつたし、また没落しかけた地主層も學問して官僚士大夫に轉身することが出来た。蘇轍の言に、「今の農工商の家は、殆んど凡てが舊業をすてて讀書人になりつつある。」とあるが(長編拾補四ノ九)、これは一方から言へば官界に絶えず新鮮の氣分を注入して、地方人民の生活問題のある程度まで朝廷の輿論に反映させることも出来たのであつた。そこに王安石の新法のやうな劃期的政策の行はれる可能性もあつたわけである。

ところが北宋も末年になると中國の社會は階級が固定化して來た。先づ官僚階級の膨脹がある程度に達すると、これ以上に

新しい分子を包括してゆくことを拒否する傾向を生じた。官僚は世襲的に固定したがる特權階級となつた。次にこの官僚は土地に投資して地主化した。最後には官僚的な大地主に壓迫されて、小自作農までが存立を脅かされるやうになつた。これは北宋中期から生じた傾向で南宋時代に入るといよいよ顯著に現はれるやうになつたものである。

同じ現象は都會民の間にも起つたらしい。即ち北宋前期の國都に於いて、都民の財産は十萬以上のものは比々としてみな然り、といふ状態から、貧富の懸隔が甚しくなつて、はつきりした貧富の階層に二分される傾向を生じたことである。これは金錢貸借の上から云へば、金を借りることがむづかしくなつたことを意味する。ここにおいて一種の新しい貸借様式が流行し出した。それは資本家が事業家に生業資本を借しつけると、その事業によつて得た收益を折半して半分を収めるやり方である。當時これを行錢と稱した。これは地主と小作人との間に普通に行はれた習慣をそのまま金錢貸借の上に持ちこんだものに過ぎないであらう。

清尊録といふ隨筆に哲宗末年のこととして次のやうな物語を載せてゐる。京師で一流の資産家である張姓の青年があつた。ある日、その行錢の家である孫助教の許に立寄つた。當時資本家の行錢に對するは、主人と部曲との關係のやうで、資本家が行錢の家へ行くと、特別の座席を設けて酒を勧め、妻や娘が出て來て取りもちをする。(これは中國においてははほど稀な場合である)。家の主人は立つたままで客に向ひ、再三強いられるのでなければ座につかない。この時も孫助教は張姓をもてなし、未婚の娘を呼び出して酒を勧めさせた。それが絶世の美人であつたから張姓はうつとりとして即座に結婚を申こんだが、孫助教は目を丸くしてことわつた。「とんでもない。私はあなたの家奴である。奴が郎主の舅になるなんて、近所の人が聞いて笑ひませう。」しかし張姓は無理に孫助教に承諾させ、約束のしるしに腕輪を残して去つた。近所の人々はそれを聞きつけて祝儀に來た。「あなたのお嬢さんが、百萬貫の金持の奥方になられるとは誠にめでたい。」

この兩者の關係は單なる金錢の貸借にすぎない。孫助教といふのも、助教は當時多く金を出して政府から貰ふ官位の肩書で

あつたから、嘗ては相當の暮しをしてゐた者に相違ない。正に張姓が云つたやうに、「なに貴殿は近頃金まわりが悪くなつただけのことだ、決して私は貴殿を奴視するやうなことはありません。」その通りなのである。しかし生業資本を相手に所有され、それを取上げられ直ちに衣食に窮することになるので、自然奴隷のやうに卑屈にならざるを得なかつたのである。

元代には政府が貿易商に資本を貸し、航海して歸ると、その利益を官七民三の割合で分配したことがあり（食貨志市舶）、民間資本家が金を出し、事業家とその利益を山分けにするといふやり方は其後も、ずっと後世まで行はれて、これを「照利均分」とか、「平分春色」とか云つた。その確實な例としては清朝の雍正年間、淮關監督の慶元なる者が、銀百萬兩を鹽商程樹先に貸し與へて、利息を分半したことが擧げられる（雍正硃批諭旨、黃炳）。

上述の中から二つの注意すべき傾向が見られると思ふ。第一は資本と經營との分離であるが、これは資本の大きさにも關係することであつて、所有主自身が經營する能力の限度以上に資本が蓄積された時に起る現象である。或は社會が複雑となつて經營には特殊な技能が必要となり、資本所有者自身が事業を行ふよりも、他人に委託して經營させた方がより確實であるといふ際に行はれる。何れにせよ資本と經營との分離はある程度、社會の發達を示す標準と見てもよい。それは社會的分業の一つの面であるからである。

第二には生業資本の貸借は貸し主と借り手との間に兎角隷屬關係を生じ易いことである。概して生業資本の貸借が長期に及ぶ時にこの現象が発生する。考へて見れば貸主も借り手と同じやうにそれによつて利益を受けてゐるのであるから、今日の考からすれば對等の關係で少しも差支へない筈である。それが一方が社會的優位に立つのは、要するに需要と供給との關係がさうさせるのである。貸す希望者よりも借りたい希望者が多ければ勢ひ借り手が卑屈になるのは已むを得ない。金利が著しく高率であることが、需要供給の比率を裏書きするであらう。然らば何故に借り手が多いかの問題が生ずるが、これは冒頭で述べたやうに、農村の人口の壓力が都會に影響を及して、失業者が都會に流れこむ結果に外ならない。これは農村の疲弊、經濟力

の都市集中であるが、資本に飛躍的な發展のない時、日に増大する無職者の群は金利を昂騰させると共に、借り手を甚しく卑屈にする。而して金利の高率なことは貸し主に一見有利なやうに見えるが、同時にこれは甚だ回収率の危険なことを警告する。このことが益々金利を高めると共に、貸した後でもたえずその上に支配力を及ぼすに努めしめるのである。

實際に無産者にとつて生業資本の貸し主を求めることはむづかしいことであつた。もうまく貸し主が見つかること、これを財主の提拔と云つた。提拔は官界でも用ひられる言葉で、ひきたてを蒙る意味である。相手が財主ならばこちらは當然奴僕でなければならぬ。但し都會における資本の貸し主と借り手の間の隷屬關係は法律によつて規定されてはゐないやうである。しかし債務の不履行は、家族或は自身を賣つて奴隸となるまで遂行させられる。兩者間の隷屬關係はかういふ潜在的な法規によつて規定されてゐると見るべきであらう。

ここに注意すべきは、都市における金貸しと借り手の隷屬關係は、農村における地主と佃戸との關係を反映させてゐると思はれることである。そして地主と佃戸との關係は宋元代には法律の明文によつて判然と定められてゐる。しかもそれが北宋時代を出發點として段々隷屬度を加へてゆくといふ時代逆行現象が見られる。これは中國近世史を理解する上において重要な事實と云はなければならぬ。即ち北宋後期元祐五年七月發布の敕は、地主が佃戸を毆つて死に至らしめた時は、平人に對するよりも一等を減じ、南宋の初紹興年間の敕は更に一等を減ずることを規定してゐる（長編四四五、繫年要錄七五）。中國においては身分關係は刑法の形で規定されるのが普通である。元代になると、大德六年七月の判決例では、同じことを、自由民が他人の奴隸を毆死せしめた場合に準じて、杖一百七ですましてゐる。自由民が他人の奴隸を殺した時は平人より二等を減ずる原則で、法律の文面では徒四年又は五年の筈であるが、實際には杖百七で決斷する例なのである。これは元典章卷四十二に見ゆる所であるが、その時山南北道廉訪司の言葉として、「宋以前は地主が生殺の權を握り、佃戸を視ること草芥に若かず、元代に入つてから少しく改まつた」と云つてゐるが、この言は割引きして聞く必要がある。

明律には佃戸の規定がない。恐らくこれに代るものとして雇工の規定がある。雇工とは臨時の雇ひ人たる雇倩人に對して、常雇ひの下男下女であり、契約書の有無に拘らず、主人と同居してしかも起居飲食を共にせざる者と規定される（刑幕要略、圖廠）。明律國字解によると、奴婢といふのは官人だけが所有し得るもので、平人はただ雇工を傭ふことが出来るだけだといふから、明律に云ふ所の雇工とは、俗に云ふ所の奴婢、僮僕などに當るものと見てよい（卷八謀反大逆）。がさて明律によると雇工人が家長を殴つた時は杖百徒三年で、平人の場合よりも重きこと實に十三等、逆に家長が雇工人を殴つて傷けた時は平人よりも三等を減ぜられる。もしこれが眞の奴婢である場合は、家長を殴つただけで斬罪、平人に加ふること實に十八等、逆に家長は奴婢を殴つても罪にならなかつたらしく、毆殺に至つて始めて杖六十・徒一年であるから、平人に減ずること八等である。但しこの奴婢もその家長や家長の親戚に對して著しく身分が低いだけで、一般社會に對しては相當の人格を認められる。たとへば他人の奴婢を毆傷した場合は平人よりも一等を減ぜられるが、死に至らしめた時は絞罪となつて減刑されない。かういふ個人の身分關係を重視するのが明律の特色であるが、さて佃戸はどのやうに取扱はれたか明文がない。しかし鬪毆の際に平等に扱はれたとしても、決して實際に彼等の人格が尊重されたことにはなるまいと思はれる。律の精神は精神として獨立の意義をもつが、刑の適用は地方官の手心で如何やうにも上下することが出来る。佃戸の地代不拂ひに對して官憲が干渉を加へ、自身や妻子が身を賣つて雇工にならねばならぬ所に、重大な封建的性格が残つてゐる。

清朝に入つても同様な状態であつた。ある佃戸が地代を滞納したので、地主はこれを官に送つてさまざま拷問を加へたので、佃戸は娘を賣つて足らず、妻を賣つて漸く完納したが、土地から追ひ拂はれ、結局盜賊の仲間に入つたといふ話がある（太上寶筏圖說、苟富而驕）。

都市における貧民も同様に、法律では自由民たる權利を認められても、たへずその自由を失ひはせぬかと脅かされてゐる實状であつた。その生活がいかに零細なことか。「資本は一・二貫にすぎず、待養或は三・五口、一日休めば一日食へない」と

いふ肩挑^{フリツ}の徒がある（治家格言釋義）。身を賣る瀬戸際におひつめられた一人の女の願ひは僅かに二十金を獲ることであり「その中の數金で薪米を買ひ、十數金を資本に金貸しをし、それに針仕事の手間賃を加へれば何とかしてやつてゆける」といふにあつた（勸戒錄選五）。資本十數圓の金貸しアルバイトが成立つのである。この世相を知らぬと、僅か數圓の思はぬ損失から首を吊つたり、河に身投げする話の意味が了解出来ないであらう。零碎な買賣が行はれることは同時に消費の零碎なことを示し、従つて零碎な大衆の存在を物語るものであるが、この零碎な商品の代價は決して法外の手數料をとつてゐないことは、我々が中國で屢々經驗することである。勞力が殆んど無償のサービスとして提供される所に、零細な營業の成立つ道があるらし。

しかしこんな貧困大衆の存在は、都市生活をたへず不安なものにする原因でもある。一たび内亂などで人心が動搖すると「貴者は室に歎じ、富者は門に憂へ、貧にして強き者は道に喜ぶ」のである（金壺遯墨卷一）。太平天國の亂が江蘇地方に及んだ時、鄉村では屢々行きすぎる程の自衛が行はれたに拘らず、大都市は反つて内部から崩壊し、「蘇州の失は内訌であつて外患からではない」と歎ぜしめた事實は、中國の内亂の性質について示唆する所が多い（金壺遯墨卷四）。

普通に中國近世の社會は貧富の階級が判然と二つに分れて支配・被支配の對立にあり、中流階級がないと云はれる。これは或る點では事實であるが、しかし仔細に觀察すれば矢張りそこに一種の中流階級があつて、その數は少いながらも、反つて重要な役割を果してゐるのを無視出来ない。たとへば生業資本の貸借が行はれる時、借りやうによつては、借り手は最早や單なる無産者ではなくなつてゐる。市易法の例で見ても二萬貫の借り手は堂々たる事業家である。土地貸借の場合も同様なこと云へる。佃戸がその日暮しの貧乏人である場合、それは單なる勞働者にすぎない。しかしそれが小作頭ともなれば話は違つて来る。地主は概ね都會に居を持つが、所有地があまりに遠隔な場合にはこれを寄莊と稱し、そこに代理人、莊頭を置かなければ

ばならない。政府へ租税を納め、小作人を監督するためである。それが地主の奴僕である場合もあり、佃戸の一人である場合もあらう。元代には王公大官が權力で入手した廣大な土地所有が行はれ、營幹、或は管莊田人なる代理人をして監督させた。松江の曹夢炎の父は宋末の皇族福王の管莊田人であつて大いに財を積み、その子夢炎の代に富蠻子と稱せられる大富豪になつたことは有名な話である（農田餘話）。明清に至つて地主の外に土地經營權が認められて、佃戸との間に中間搾取者として小租主なるものの存在が公認されてゐる地方がある。

とまれ無産者が財政的に身を立てるには、地主或は金持ちの使用人となつて、その經營に参加することが必要であつた。地主の小作頭とか、或は金持ちの經營擔任者たる夥計とかは生業資本の借り手の立場に立ち乍ら最も蓄財の機會に恵まれる。彼等は恐らく明清律にいふ雇工の取扱ひを受けたと思はれるが、それにも拘らず金を儲ける（發跡又は發財）の機會は彼等にかつた。

資本と經營との分離傾向、少くも分離が可能であつたことは、ここに讀書人階級を發達せしめる地盤を提供した。子弟を六歲頃より教育して古典を習はせ、科擧に専心せしめるためには、自らその資本を運轉することを斷念させなければならぬ。金錢は他に貸付けて利息を生ませ、土地は佃戸に一任する。この中、金錢の貸付けは危險が多くて回收不能に陥る虞の多いのが常識であつた。併し土地は比較的安全率が高いとは云ふものの、なほ屢々その危險が指摘される。乾隆時代浙江の富豪は趙氏が第一であつた。廣く質屋を開いて蘇州松江等に十餘處もあり、八人の子にそれを分割相續させたが、一人分が銀二十餘萬兩であつた。しかし彼等は何れも官吏となつて任地を轉々し、家業を他人に任せ、その生活も奢侈に赴いたので、曾孫の代には見る影もなく落ちぶれて了つた。嘉慶・道光以來は鹽商の許氏、農業の蔣氏が有名で家産各百萬と稱せられた。蔣氏の子弟は都會に移住して文化生活に慣れ、交游を廣くした結果、三十年たたぬまに孫共がすっかり田舎の田産をすりへらして了つた。反つて鹽商の許氏は子孫がよく業をついで清末まで百年間も持ちこたへることが出来たと云ふ（勸戒錄選七）。資本家には

また資本家の悩みがあつて、財産が子孫の間に分割され零碎化してゆく外に、土地も金銭も貸し倒れになる危険が多かつたのである。いはゆる發跡は、經營擔當者が正當な利益を獲得する外に主家の財産を誤魔化した結果によるものが多かつたのではないかと思はれる。南宋以來江蘇地方の學校がその學田の所在と面積とを石碑に刻して立てたのは、佃戸に横領されないためであり、されば田毎にその佃戸の名前をも石に刻りつけてゐる。官有地は特に借りたまま貰はれる危険が多く、それが近世大土地所有發生の一因であるが、民地でも同様で、明代の諺に「久佃成業」永年の小作田は自然に所有地になる」といふのがある（天下郡國利病書九三漳州田賦）。金錢の貸借に於いても全く同じ状態で、この經營者側の不信と、これに對する資本家側の猜疑とが、もつと完全な資本と經營との分離、たとへば株式による企業ของ如きものの發達を阻んだ點は見逃せない。

一角の財産をためた上は、子孫を教育して科擧に通過させ、立派な士大夫となり高位高官に上らせるのが次の目標である。大官は朝廷に奏請して父祖三代に位を贈つて貰ふことが出来る。自己はたとへ文盲でも子孫のお蔭で官を贈られ、いはゆる封翁となれるのである。たとへ金があつてもそれから官界に進出するのは非常にむづかしいことであるが、それは絶無ではなく、これを發秀と云ふ。階級が貧と富、無知識人と讀書人、といふ風にはつきり分れてゐる中國近世社會にも、細い道ではあるが、無産から發跡、有産から發秀といふ過程を踏んで下層から上層へ浮び上ることが出来る。

この上下兩層を連絡する中間階級の存在の意義は大きい。自己には資産を持たないが、單なる無産労働者ではなく、資本家に代つて労働者を搾取する立場もとれば、また絶えず資本家の資産を覗ふ曲者でもある。この立場は丁度官界における胥吏の立場に通じたものがある。胥吏は被支配者たる人民の一部分であるが、支配者たる官僚の手先でもある。朝廷から權力を與へられてゐるのは官僚であるが、實際にその權力を行使するのは胥吏であり、この胥吏の存在が中國の政治を特色づけてゐるのである。思ふに中國の場合に限らず、ある社會を特色づけるものは、その社會が分泌した比較的小量な傍系的な存在ではなからうか。丁度人種の分類が、骨格や内臓よりも、現實的には僅かばかりの皮膚の色素によつて左右される傾向が強いやうに。

たとへ小數しか存在しないかないからといって、我々は舊中國社會の中流階級の在を蔑視してはならないであらう。

(附記)

この小論は文部省科學研究費の交付をうけた「中國經濟史語彙の編輯」進行中の副産物である。